

別表（第3条関係）

事業区分	事業内容	交付金事業者	交付対象経費	対象規模	交付率	交付限度額
1 身近な緑づくり事業	市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で①既存樹林の保全を行う事業、②環境改善・延焼防止などの機能を有する新たに緑地の創出、及び③公共施設・軌道敷の緑化を行う事業。	市町村	用地費及び補償費	面積 300 m ² 程度以上	1/3	なし
			工事費 植栽、植栽基盤、土壌改良、灌水施設、園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に係る費用。		10/10	交付金交付額は工事対象面積に 1 m ² あたり 1 万円を乗じて得た額を上限とする。ただし、公共施設における屋上緑化・壁面緑化、及び軌道敷における緑化にあつては工事対象面積に 1 m ² あたり 3 万円を乗じて得た額を上限とする。
2 緑の街並み推進事業	市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で民有地の建物や敷地の緑化を進めるために、市町村が定めた緑化施設評価に基づく、優良 ^{注1} な緑化事業、並びに民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う民有樹林地活用型事業。	市町村	工事費 ・緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、空地緑化の費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設、園路整備に係る費用、及び生垣設置に係る費用。ただし、植栽については植栽した個体の生育期間が 1 年から 2 年間程度しか見込めないものは除く。 ・民有樹林地活用型事業 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板に係る費用	面積 50 m ² 以上 生垣設置については延長 15m 以上	1/2	・緑化事業 交付金交付額は屋上緑化、壁面緑化にあつては緑化対象面積^{注2}に 1 m²あたり 3 万円を乗じて得た額を上限とする。 駐車場緑化にあつては緑化対象面積^{注2}に 1 m²あたり 2 万円を乗じて得た額を上限とする。空地緑化にあつては緑化対象面積^{注2}に 1 m²あたり 1 万 5 千円を乗じて得た額を上限とする。 生垣設置についてはその延長に 1 m あたり 5 千円を乗じて得た額。 ・民有樹林地活用型事業 交付金交付額は工事対象面積に 1 m²あたり 1 万円を乗じて得た額を上限とする。 これらの事業の交付金交付額の総額は 1 件当たり 5 百万円を上限とする。 なお、間接交付する場合の交付金交付額は間接補助事業者からの申請のあった交付対象事業費に市町村事務費を加算した額の 2 分の 1 を超えない範囲とする。

3 美しい並木道再生事業	沿道又は近隣に公共施設（駅・公園・役場等）を有する市町村道及び県管理道路を、その地域の顔となる美しい並木道へと再生する事業。 ※県管理道路の事業実施区間については、事業に引き続いて市町村が管理を行うこと。	市町村	工事費 ・植栽工事 （中高木の植え替え、低木の植え替え・新規植栽） ・生育環境改善工事 （植栽柵改修、土壌改良、歩道透水性舗装など） ※生育環境改善工事のみの実施は不可、必ず植栽工事を実施すること。	計画延長が概ね連続して100m以上 ※片側でも可。植替割合50%以上となること。	10/10	申請事業費を植え替える中高木本数で除した額が56万円以下であること。
4 県民参加緑づくり事業	公有地において県民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を実施する事業。及びこれを市民団体が実施する場合の支援事業。 また緑の活動を実施する市民団体を育成するため、市民団体等の活動に講師の派遣等をする事業。	市町村	工事費 ^{注3} 、役務費 ^{注4} 、【委託料】 ^{注5} 、【報償費】、【旅費】、【使用料】、【需用費等】、負担金、補助及び交付金 講師派遣等は【 】の費用ただし、次の経費は除く。 1 食糧費 2 交際費及び接待費 3 団体運営費 4 その他補助事業の実施に直接要しない経費として知事が別に定める経費	参加者延べ50人以上 ただし、市民団体等の活動に講師の派遣をする事業にあっては20人以上	10/10	交付金交付額の総額は1件当たり3百万円を上限とする。 ただし、市民団体等の活動に講師の派遣等をする事業にあっては交付金交付額の総額は1件当たり17万円を上限とする。
	県有地において県民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を実施する事業。	市民団体 ^{注6}				

注1）ここでの「優良」とは、緑化施設評価の結果、評価のランクのなかで、上位の位置をしめることをいう。

注2）緑化対象面積の算出方法は都市緑地法施行規則第9条1項一号並びに二号のイ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

注3）工事費については、工事の施工にあたり高度な専門知識、技能や資格を必要とするもの、及び危険な作業をとまなうこと等により、一般市民による施工が困難なものを対象とする。

注4）役務費については、注3と同様に一般市民により実施することが困難なものを対象とする。

注5）委託料についても、注3と同様に一般市民により実施することが困難なものを対象とする。

注6）市民団体とは、NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、学校等（国立、県立の機関を除く。）で愛知県内に活動の拠点を置き、団体構成員自ら活動を行う5人以上の団体であり、かつ団体の設立目的、趣旨等を明記した規約を有し、代表者及び所在地が明らかで、会計経理が明確であるものをいう。